

藤田幽谷の改革論

仲田 昭一

はじめに

皆さんおはようございます。本日は「藤田幽谷先生に学ぶ」講座の第四回目として「藤田幽谷の改革論」について一緒に学んでまいりたいと思います。前回は、岩倉先生から幽谷先生の学問について学びましたが、その依つて来るところは、義公光圀の学問則ち「大義を明らかにし、人心を是非する」ことであり、その工夫と実践及びその影響するところなど学問全般に亘っております。今回は、幽谷先生が単なる一介の学者でなく、当時の藩政を学問上からどのように捉えていたか、またそれをどのように改革していこうとされたのか、さらにはその結果はどうであったのかなど、行政マンとしての幽谷先生の一面を見てまいりたいと思います。

幽谷先生は、師立原翠軒から一正の名を与えられました。それは孟子の離婁篇の言葉「人ともに適^せむるに足らざるなり。政間^そしるに足らざるなり。惟^{ただ}大人のみ能く君心の非を格^たたすことをなす」、則ち君の心の過ちを正すのは、真の人物だけが出来るのである。そして「一たび君を正しくして、国定まる」とは、君の心を正すことよって国の運命は安定するというものであります。この名を得て決意を新たにすることは、幽谷先生の一生を決定する大きな出来事でありました。

改革の背景

その幽谷先生の国家論は、『正名論』にありますように「名分の天下国家に於いて正かつ厳ならざるべからずや」であります。ですから、君臣の名が正しくなく、上下の分が厳正でなければ、尊卑の位が逆転し、貴賤がその所を失い、強は弱を凌ぎ、衆は寡を暴^{そこ}ないの世の中となり、滅びること曰なからん」と断言しております。そうならないためには、人君としては「民を安きにするより大なるあらん」とこれに努め、「民安ければ則ち恵、黎民これに懐しむ」のであり、故に人君たるものは仁の心を保つことに意を用いなければならないのであります。その意とするところは全ての国民は「吾が赤子なり」であります。「赤子或いは其の所を失う、これ父母たる者寧ぞよく忍んでこれを座視せんや・・・一人その所を得ざれば則ちその心を悽愴す。況やそれ一人に止まざればなり」この「一人その所を得ざれば」の心が重要です。そして「既に庶かつ富む。乃ち従つてこれを教う」この順序でありましょうか。人口を増やし、しかもその生活を豊かにし、その上で教育を施すことです。ですから人君たるものは、仁に止まらんと欲すれば一日も儉安^{とっあん}

すべけんや」と『安民論』の中で、政治家としての理想像を述べています。

ところで幽谷先生が「正名論」を著した翌年の寛政四年（一七九二）年九月、ロシア使節ラクスマンが根室に来航して、北方問題がクローズアップされるようになりました。寛政九年（一七九七）二十四歳で結婚しますが、この年いわゆる丁巳封事を文公治保に呈します。その中で、当時の現状を次のように述べて厳しく批判しています。

天下滔々とうとうとして酔生夢死し、戦いの危うきを忘るるもまた開闢以来無きところなり。しかも北冥の黠虜かつりょは神州を窺ゆし、常に凶南の志あり、

奈何せん（中略）

天下の憂いいづれかこれよりは甚だしからん。しかも我が藩は海を負いて邦をなし、寇と隣接す。最も以て予め備ること無かるべからず。……古の兵を強くするを欲する者は、必ず先にその国を富まさんとす。今の人いづれも国を富ますを欲せずして国の貧を憂う。歳一歳甚だしく収斂しゅうれんこれ務む。

則ち、海国日本は常に外国の侵攻の心配があるのだ。それに備えねばならないのに、何ら対策が為されていない。強兵の根本は、国を富ますことであるのに、それも考えられていないと。さらに、

書に曰く、民は惟れ邦の本なり、本固くして邦寧しと。亦曰く、徳は惟れ政を善くす。政は民を養うに在り、民を養うに道在り、その要は扶弱抑強・養老慈幼、兼併を禁じ遊惰を戒め、簡節疎目・信賞必罰にあるのみ。今の吏たる者これに反す。

今の大弊二つ在り。二弊除かざれば即ち仁政を施し上策を建てんと欲すると雖も徒善徒法何ぞ富国に益せんや。二弊既に久しく邦家の沈痼となる。瞑眩の薬を用るに非ざれば得て医するべからざるなり。何を二弊と謂はん、曰く好貨の疾、曰く借金の弊なり。

と述べて、政治の眼目は国民を富ますことであり、特を以て導くことであると。現在には全くそれに反して居るではないかと。その上で、弊害の具体的なものは、好貨と無用の借金であると。これを見ると、幽谷先生の改革主張の背景は、国防にあると云って宜しいと思います。

農村の改革者と農民の生活

ここで、幽谷先生が活躍されると同じ時期に、農村改革に努めた代表的な人々をあげてみましょう。

まず、岡田寒泉です。彼は寛政の三博士と称された学者でありましたが、同六年（一七九四）に常陸国五万国の代官となり、善政をしいて百姓達から慕われ、「岡

田大明神」が造られ、生き神として祀られました。竹垣直温も寛政五年に筑波郡・真岡（栃木県）など関東六万国を支配する代官となり、筑波郡上郷に「竹垣君徳政之碑」が建てられるほどでした。早川正紀は、天明七年（一七八七）に美作久世（岡山県）の代官となり農民の教化に努めました。その教えは「久世条教」として知られています。寺西封元は、寛政四年（一七九二）に白川郡塙（福島県）の代官となり、天明の飢饉後の農村復興に尽力しました。農民教化のために「天はおそろし・地は大せつ、父母は大事、子はふびんかわい、夫婦むつまじく、兄弟仲よく、職分を出精、諸人あいきょう」の「寺西八力条」をつくりましたが、これは寛政十一年に紅葉郡奉行になった小宮山楓軒にも大きな影響を与えました。楓軒は、農民がより分かりやすいやうにとこの八力条に絵を入れて「絵入り寺西八力条」をつくったほどです。このほか、享和二年（一八一八）に小菅郡奉行となった岡野逢原、寛政十二年に八田郡奉行となった高野昌碩は良く知られています。これらの人々は、それぞれに独自の農村改革論を持っていました。

次に、当時の農民の生活の実体を見てみましょう。

まず、貢租則ち税金です。正租と雑税に分けられます。正税としては、初で納める田方年貢米と畑方代方金、こちらは米で納入高を出し、それを一両〓二石五斗の割合で銭に換算し金納します。雑税には三雑穀切り返しがありました。三雑穀とは大豆・稗・荏えで、それぞれ畑高一石につき大豆五石・稗三石・荏一石二斗の割合で秋の年貢徴収時に安価で一旦藩が買い上げ、春の品薄の高値の時に二割の延べを加えて売りつけ、その差額を納めさせるもので、農民には過酷なものでありました。また、夫金（これは江戸屋敷使役奉公の代わりに金納）、舩もせ金（知行取の江戸詰武士使役の代金）があり、何れも一石につき一両でありましたが、延宝五年（一六五五）からは二両に増額されたようです。縄藁代は、夫金をかける高一石につき縄三房、田高一石につき藁二駄〓一二束ですが、現物納ではなく、縄一房・藁一束とも銭五文の銭納でした。その他にも種々の雑税がありましたが夫役とよばれる労役負担や指銭とよばれた村でかかる費用の納入などがありました。

その課税方法としては、毎年収穫の状況を検査する検見法があります。これには、郡奉行と手代が当たる大検見と、手代・村役人が当たる小検見があります。これに対して、約十年間の収穫高を平均して課税する定免法とがありました。これは、八代將軍吉宗が始めたものです。畑作として作付けされていたものには大豆・小豆・粟・稗・陸稻・荏・もろこし・キビ・菜種・裸麦・小麦・などがあり、商品作物として紅花・茶・楮も特徴的でありました。特に那珂地方を見ると杉・檜・楮

苗木が特産物であったやうです。このほか甘藷（藩では文化年間末ごろから作付け開始）、茄子（藩の御用商品となる）も風味の良いものとして知られていました。馬の飼育を見ると、享和三年（一八一三）大子組では農家一戸当たり・七九疋で最高です。幽谷先生の先祖が住んでいた飯田村ではずつと下った嘉永元年（一八四八）でも一二五軒で五九疋、一戸当たり・四七疋です。

次に、幽谷先生の先祖が住まいしていた飯田村の変容を見てみましょう。年貢引高二百石以上の年を見ますと、江戸初期から寛政元年までかなりの年に亘って続いています。不作が続いているわけです。戸数・人口を見ましても、幽谷先生の祖父が水戸へ移ったであろうと思われる前後の享保元年の（一七一六）三一三戸・一一一三人が最高でした。その後は年々減少して、幽谷先生が二十八歳の享和元年（一八一三）には一五六戸・六六二人と半減しています。しかも、このうち相応人、すなわちそれなりの生活をしていける戸数は二十三戸で全体の約十五パーセントです。そのほか三割が困窮人、極窮人は五割を超えています。

次に、青山延寿が記した『遊常北日記』の安政二年十月五日の条を見ます。

岩瀬に至る。土地は広く土は肥え、耕作は行き届いて喜ぶべきである。瓜連に至り、叢林の中を経て一里余り、飯田に着く。土地はやせて荒れ果て、人家は百余戸あるが、ほとんど皆破れ傾き、胸が悪くなるようである。水戸城下を去ることわずかに二里でこの有様とは、土地がやせているせいか、民が怠け者のせいか、誰も理由を語ろうとしない。野を見て国を知るということは、その土地をあずかる者の知らずには済まされなかつた様子に分かります。

これによっても飯田村は幕末になつても改善されなかつた様子に分かります。

郡制の変遷

また、幽谷先生は文化五年（一八一八）十月に郡奉行となりますが、ここで水戸藩の郡制の変遷を見ておきます。

草創期 城代家老芦澤伊賀一代官 寛文八年（一六六八） 三郡から

四郡制

寛文一 年（一六六九）	四郡 武茂・南・松岡・太田
元禄十五 年（一七二二）	五郡 武茂・南・松岡・太田・野々上
宝永 四年（一七二七）	三郡郡代・郡奉行
同 六年（一七二九）	五郡 武茂・南・松岡・太田・野々上
宝暦 元年（一七五一）	四郡 前年寛延三年（代官・勸農役・庄屋）
寛政十一 年（一七九九）	代官制度廃止 郡代復活 郡奉行役所は自宅

から田見小路役所（新築）へ一本化

同 十二年七月

八田（武茂野々上改め）・紅葉組（南野合改め）新設しこの郡奉行は郷宅勤務

享和 元年（一八一）

南郡を増井組・浜田組に分割

同 二年

武茂郡（常葉・鷲子）、松岡郡（安良川・小菅・石神）、太田郡（大里・大子）の分割

浜田組・常葉組のみ田見小路役所。他は在郷陣屋勤務

文化十四年（一八一七）

七郡 石神・八田・大子・常葉・浜田・紅葉・大里

天保 二年（一八一三）

四郡 松岡（東）・武茂（西）・南・太田（北）

（ ）内は天保十一年に呼称替え

勸農或問

それでは、幽谷先生の具体的な改革の主張を見ることにいたします。寛政十一年（一七九九）先生二十六歳の時に「勸農或問」を著します。その上巻で、「そもそも本藩は、威公・義公の御国なれば、建国の法もとより悪しきことなきは勿論、遺風余烈四方に被及して他の法則となるもの少なからず」と位置づけした上で、それが崩れてしまったのはその後の奸人俗吏が軽率に藩政を行ったからだと言っています。しかし、今後大いに言路を開き、仁政に志し、勸農の政治を先とすれば、まさに民の父母としての君子となり、理想とする庶・富・教の業は実現できるだろう。」と期待しています。その意味から、当時の藩政の弊害を「無駄な支出が多い奢侈の弊、不正な土地所有の兼併の弊、過重な力役の弊、三雑穀切り返しなどの過酷な課税の横斂の弊、法令煩わしく諸事細かにして面倒な煩擾の弊」と五つあげています。

下巻では、その解決策として五弊を逆順に解決することだとしています。則ち、法令を簡易にして人材を尽くし、賢才を適切に任用して煩擾を去ること。三雑穀切り返しを廃し、雑穀の自由作りを認めて代方金を納めさせて横斂を除くこと。年貢や夫役を収獲・年齢等に相当にする力役を等しくすること、経界を正し、土地の上下厚薄を吟味し、所有高の実体に応じた年貢徴収に努める兼併を破ること、兼併を破ることは自然と奢侈を禁ずることにつながる。おのおのが士農工商の分を守ることであると。

そもそも「義公の仁政は、四民共にその所を得せしめたまい、特に小民の産業に利あるようになしたまうこと、まことに有り難き御事なり、諸浮役もその利を尽く

さずして民に許し給うこと、後世にいたるまで誰か恩沢を仰がざるべき」とその模範的政治を示し、さらに聖人の治国は「用を節して民を愛する」ことであるから、毎年の収入を計って支出を考えるとという基本を忘れてはならないと善政の道を教えられています。

丁卯封事

また、先生はしばしば封事を呈していますが、文化四年（一八七）の丁卯封事では

「仁政とは、古を稽え今を揆り、道德事業一致に出るようにならざることをし、第一に食を足し、生を厚くして人の庶あるように。第二に用を利し、兵を足して齋国の富むように。第三に正徳これを信じて教えの立つようにすることである。・・・為政は人にありというように、賢者がその位にあり、能者がその職にありという姿になれば大有為の功業は建て難い。・・・文公治保の直書に「風儀を正し、武備を整え、士民を撫育する」が重要であるとあります。一方、威公が初めて老中職を命じられた際に仰せられたことは、領民のことを日夜心に掛け、藩主の御為を存じ、身構え仕らず、我が儘をやめ、善に従うことである。義公が御襲封の最初に御誠遊ばされたのは、酒家の人噛い狗に成り申さざる様である。われらは、このところを心しなければならぬ。

これら述べているところは、すべて政治の根本は、諸施策もそれを実施する役人も、全て根底には愛民の心が無ければならないということです。

次に、この封事で主張した具体的な施策に入ります。

今日の急務としてあげているところは次のようであります。

日帳方・大吟味方・郡奉行への人材確保並びに綱紀の確立並びに禄高に応じた忠誠心を求めること。日帳役は後に奥右筆と改称されますが、毎日の政務や人事などを日記に記した書記の賤職であって、大議に与ることはなかったのに藩の中期以来歴々のお役人中に賢能乏しくなるに従い、政に基本形のあることをば相忘れ、それぞれに委任して成功を賣めていく仕方は無く、簿書や会議、無益の些細を要務と心得、身構えて、御為に心を尽くすことが薄くなった故に、何事も従前通りとして責任を逃れ、又は我慢して善に従うことこれなく、衆人の能力を發揮させる事を嫌い、何事も自分の下に立ちて、自由に手に叶う者へのみ相談すること起りて、書記の職軽きながらも大抵吏務にも熟練しているから、遂に入幕の賓となり人事権、号令の発すべき御政事など、この日帳役が取り調べするようになったことは自然の勢いである。数十年来選叙の任を彼の役が調べるようになれば、朋党比周、公に背き私を営むの事が絶え無くなった。

次に大吟味役です。入るを量り出るを為すの大本は、威・義二公以来の御旧制であり、金銀米銭の受取り渡しに金十両以上・銀十枚・銭五貫・米一石より以上は奉行人裏判、用人等表に加判することが御条目にも記載されているのは、甚だ深遠の意味が有ると思う。天下一統が奢侈の悪弊にて次第に国用が不足いたし、法制がしばしば改変されて繁密些細の事多くなり、何事も心を用いず割物奉行任せにしてきたので、其の権限がいよいよ盛んになり、宝永二年より大吟味と申すものになった。近世にいたって財用の権悉くを掌握し、御奉行や御用人手を束ねることは勿論、執政の面々彼是議論在りと雖も始終詰まるころは大吟味の許可がなければ支出もならずと申す勢いに相成り、国家の武備に係る事までもそろばんの上にて打ち破りるほどである。そのため、彼職が決めたことは勘定所でも吟味することができなくなり、何事も自分の裁量になり、裏判・加判の制も有名無実となりなつて、奸贓の吏員が次第に出来、一役所が悉く小人の淵藪となり、其の悪弊は近頃の調達方にて極まつたのであります。その調達方については

調達の義、大坂商人からの借金の方は御止めになつたこと恐悦この上無いことである。借り貸し懸け合いについては、小吏共の過分の利潤にもなり、第一廉恥の精神を失うことになる。小吏共、奢侈はいよいよ張り、調達方の小さきものになり候。たとい莫大の利益になろうとも、風俗の害に相成り候義は、大名には似合わない。況や大国の経済には二千三千の御元金八千九千乃至一万余に増え候とも皆々虚名ばかりにて実数は無く、世上に申す帳面ぶげんと申すものにて、国家の御益にも相成るまじく候。当時御国産品の如き専売制度が国にはやり候えば、却つて無用の費用が多く国の衰弊になる。と述べて、不正な利潤は結局役人も国家も駄目にする元であると厳しく批判したのです。

御郡方つまり農村については次のように分析しています。

郷村の支配方は邦の本であることは勿論、貧窮を賑わし遊惰を戒め人口を殖やし、荒れ地を開墾することなど当時の郡吏の努める所にして、その職に秀でた役人達少なからずといえども、多くは病原を極めていない。・・・郷村の義は、眞実愛民の心を深くもつて、しかもまた政治の方法に通じた者を任命して、よくよく全体を見通さなくては、始終民の困窮を救い、上の恩恵の行き届くようにはまいらない。荒れ地を開墾することは、当時のはやりものにて、能力のない役人が早速に効果を見せるには是より近きは無いけれども、所詮は当座まかないにて永久の利には成るものではない。・・・荒廢地を開くには足兵（強兵）の政さえ眞實に行つていけば、如何ほどにも致し方は在るべきと思う。

戸口を殖やし候事、百姓に別家を取り立てさせることなどは宜しくはあるが、是

も田分けの患いなきにしもあらず。その外、越後ものを引き込み候など、多くは当座ばかりにて期待したようにはなりかねない。たといそうなたとしても夷虜の卑しきを以て良民の風俗を乱す事もあるであろう。

育子の義、これにご尽力されていることは御恵政の一つでもあります。しかし、その事を担当する役人が心得違いもこれ有り、甚だしきは無父の子を取り上げさせ、母あるを知りて父有るを知らず、禽獣の様なる悪俗を御当代御領分より手はじめ仕り候事、国恥を天下後世に貽のこすともいえましよう。・・・人別改めなど厳しく実施しているようであるが、ただ帳面の上にて人数を減らさないようにとの仕方ばかりにて、その人が実地に着き耕作を努めていることが無い状態では、有名無実のことどもに御座候。

農を尊び、農を利するの道を開かないうちは、農業という根本を努める者これ有るまじく候。せめて法律に、商人を賤しみて農夫を尊ぶと申すことを忘れなければ、改革も期待できるものです。只今は市井・郷村共に民に爵位を授けるという献金郷土がはやり、郷党にて尊ばれ候者、皆商売の利潤を以て金銭を多く貯え候者どもにて、力田の者ではない。奢侈を禁じ遊惰を戒めている事も、未を抑え本を努めしむるの手段、よくよく立てない内は行き届き申すまい。

富豪の子孫、奢侈怠惰にして貧にいたり候と雖も、是を助けても力田の役には立ち申すまじく候。劣弱の民、富豪のために兼併致され、如何ほど力田致し候ても生活維持し兼る者数多これ有り。豪富は田を多く持ち、貧弱は少く持ち候事は自然の勢い、やむを得ず候とも、威・義二公の良制壊れ候てより田地売買の間に奸甚だしく、うぶせ高と申すこと出来、富民は広き土地より僅かの年貢を出し、貧民は狭き土地より富民のために年貢を償い納める類は沢山見られる。

「仁政は必ず経界より始め、暴君汚吏は必ず経界を慢す」と孟子も云っています。古今ともここに行き届かずにては、民の農にすすみ候事は勿論、兵食も足り、穀禄も平らかに、国用も饒ゆたかに相成り候事は決してありません。去りながら、此の儀は全体の制度・紀綱の根本ただし、恩恵が農民に及ぶような状態でなければ、容易に手を下し候事罷成らず候。政治を正すことなく、経界を正さんとせば、検地の打ち出しにより、租税を余計に収めさせるまでにて、百姓の困窮は甚だしく、これは傑を富ますの類にて、民の変乱を激すること指掌の如くに御座候。

執政の面々、一郡を預けた上は、是非是非成功を奏し申さず候ては罷成ず候処、郷村の義及び腰に世話も届き兼ね、とかく御郡奉行を頼みとするほかない。郡吏の輩は、係りの執政へ伺いの上支配方を為すため、参政以下諸役人と意見を異にすること有つても、率直にもの申せず、何事も郡宰の申し行い次第に参り、万一事敗れ

候時は、掛かりの執政も責任をとらないため、郡吏は却つて罪を逃れる所これ有り候。郷村において功績の有るときは、それは執政の功績となり、その賞は郷役人を超えて執政のものとなる。故に、只今の姿では、郷村の治め方たとい悪しき儀御座候ても、大抵の儀にては御役人中より悪しきと申し出ざる姿に御座候。なお又、郡吏の内より拔擢されて、御用の役をも仰せつけられた者は、殊に専ら郷村の御用を司り候えば、是より以後郷村の利害得失何事も明白に上達する事少なくなつてきていると思う。

郡奉行時代

幽谷先生は、文化五年（一八八）十月、三十五歳で彰考館総裁兼務のまま浜田郡奉行に任命され、田見小路の官舎に移ります。以上述べてきた農村の窮状を改革する立場になつたわけです。翌文化六年（一八九）元旦の詩に

菲才未だ尽くさず近臣の規

外補民に臨む撫字の時

伏歴何ぞまさに驥足きそくを展のぶべき

割鶏焉ぞ用ゆ牛刀の施

迎春の酒自ら眉寿を介く

多病の身徒に臥治を慙はなす

更に憶う省耕の期遠からざるを

陪遊して為に賦す君を蓄うる詩

とあります。今まで自分が役立つときはなかつたが、いよいよ郡奉行となつて農民に慈愛の政治を施すときが来た。この郡奉行程度は、今まで培つてきた自分の才能を十分に發揮していけば、牛刀を以て鶏を割くに等しいほどであるとの自信を持っていたのでした。しかし、病多く病臥のまま指揮をとることもあり、思うに任せない、しかも農耕の時期は迫っていると郡奉行の焦りが見える。

在任四年目を迎えた文化九年元旦の詩になると

居を官舎に移し四たび春を迎う

梅巷の草堂徒に人に託す

何の日か君恩歸去を許し

檐のきを遶めぐり笑を覓もとめて花押に

謝せん

とあつて、もう郡奉行の辞職を希望しているんです。かつての幽谷先生の気概と自信はどこに行つてしまったのだろうか。また、なぜそうなつてしまったのであろうか。

壬申封事

この年の壬申封事（文化九年・一八一二）に、その辺の事情を見ることができま

す。郡県の利病得失について、愚按には牧民の政則ち民政は其の根本を失つて、縦い何程御世話遊ばされ候て、多士の中より人材を撰ばせられ、郡宰に仰せつけられ候とも、只今の姿にては、勸農行き届き、民裕にして邦本の固く相成り候様

には決して出来かねると存じます。私は多病不才のもの、彰考館總裁という文学の職から郡奉行に任せられました。御用も思い通りにはゆかず、平日の不器用のこと共、世人の嘲笑に罷成候迄にて何の事業も相立ち兼、折角当職仰せつけられ候甲斐もこれなく、恐れ入り候次第に存じ奉り候。此の姿にては二年三年乃至五年十年相勤め候とも、農政行き届き候儀御座無く候段は、御在国中にも申し上げて置いた。最早当職出入り五力年民間の様子を熟察仕り候に、何の扱いとても歳々に困窮相増し候村方多く相聞こえ、殊に御城下最寄りには別して衰弊いたし御年貢皆済も次第に六力敷相成り、往々離散に及び候者もこれ有り、何とも嘆かわしく存じ奉り候。只今の内非常の御英断在らせられ候て、真の御仁政御座無く候はば、恐れながら民の父母たる御天職も済まされまじくやと存じ奉り候。

去り乍、十郡只今の姿に差し置かれ候て、賦入の事すべて大吟味より差し引き候様にては、何程御德音を御発し遊ばされ候て郡宰共を御督課在らせられ候とも膏澤の民に降り候様には決して相成り兼ね申すべくと存じ奉り候。さて又郡宰共、是までの御救いは皆一時の姑息にて、いわゆる「恵んで費さず」と申す大道に本き申さず候故、いつまでたつても藩も領民も財政的に安定して行かない。殊に御救い伺い等の儀、重役の評議の上、藩主の尊慮をも伺い奉り候て決するとは申しながら、彼是の斟酌は大吟味役の了見次第になっており、折角御仁恵を以て租税御減じ下され候ても、それだけの御恩沢が領民まで及んで、民間が立て直す様には届かず、始終御救い損と申す気味に陥っている。出納の有司達は、却て是を口実といたし御救いは無益のことと言い出し、指当たる天災等による郷中の難渋等に対しても御救いを立てることを申し妨げるため、百姓益々困窮仕り候。

その上経界正しからず候故、富者は益々富み、貧者は益々貧に相成り、富者は余計の得分があれば徒に奢侈を長じ、風俗を傷やぶり候のみにて、上納は少しも相増さず、貧者は負高弁納に苦しみ、身売り奉公致し候ても御年貢指銭に足り申さず候。ついには田畑荒れ地と相成り、或いは残る妻子等公納に指支え罪無くして縄下等に相成り、呵責せられ候類あわれなる事共に御座候。去年などは左迄の凶作にも御座無く候所民の困窮上納に指支え候事、私扱下のみにもこれ無く、所々多くこれ有る由承り申し候。是によつてみれば、民の困窮は歳の罪ではなく、役人がその術を失い候事明白に候。平年にてさえかくの如くなれば、万一水干飢饉の変が有るときは如何相成るべく候や、何とも安心仕らず候事と存じ奉り候。能力を認められてその職に就いても、それが發揮できなければ止むべしと云われる。不肖の身扱下御預け指し置かれ、眼前牧民行き届かず候ては奉職無状、永く相勤め居り候ほど不忠至極と存じ奉り候間、此の段は追々御役人中まで陳情仕り候趣御座候え共、一身の

進退はいづれとも君命即ち天命に御座候えば、謹んで天命を待ち奉り候外御座無く候。ただし、当時の姿百姓田畑経界正しからず候故、離散して土着仕り兼ね、年貢収納の制、公私の得分一定の目当てこれ無く候。(中略)

幼少より相学び候所と今日見聞仕り候所と引き合い、邦本の儀に付き、此の姿にては御為しかるべからずと存じ候次第荒増し左に申し奉り候。

武家諸法度に「清廉これを沙汰し、国郡衰弊せしむべからず」とあり。天下諸国共に宜しく奉遵すべき所、国郡の役人すべてこの意に違ひ候ては決して相濟まざる儀と存じ奉り候。時運の盛衰は世上一体の儀、独り御領国ばかりの儀には御座無く候えども、眼前に荒れ地は多くして課役は除かれず、歳々に百姓は転職離散して年貢の総数は相減じ、邦の本次第に凋弊しつつある。

その病根は牧民の政その本に反らずして聚斂附益の臣、専事を用い御所務方に非法多く清廉の御沙汰にこれ無き故と存じ奉り候。(中略)只今の内、其の本に反り候御仁政御座無く候ては、東照宮家康公在天の靈如何思召候や。

万千代から威公頼房まで家康公より代官伊奈備前守、その附属として芦沢伊賀信重が任命された。寛永初年に勘定所が創置され、年貢勘定段取りから厘取りに、これによつて収斂の害がおこり、経界が乱れだした。さらに、勘定所吏員が割物奉行となり、宝永年間に大吟味役と改称され、その結果利権操り・奸吏・邪臣が輩出し、利を先にし儀を後にする傾向となつた。これによつて祖宗の良法・美意蕩然地を払うこととなり、他所にては「水戸の勘定倒し」と嘲笑するにいたつた。

此の姿にて牧民決して相勤め兼ね候趣、自らその罪を知りて申し上げ候上は永く其の職に居り候筈もこれ無く横斂暴賦の害は御在国中にも大概申し上げ、それを除く方法も申し上げ候えども、元老の臣に果断の人これ無く、出納有司の説が主流となつて、尊慮には有り難き儀御座候ても何事も相届かず候。出納有司にては義利正邪の弁もこれ無く、少々づつも多く取り候て御勝手御くり合いさえ相済み候えば、一時の才子良臣と称せられ候て寵栄利禄を得るため、郡邑の衰弊には相構わず、自分自分は内にありて事を用い候故、郡邑の衰弊、実は収斂暴賦の害によるといえども是を知らざる者のまねして郡吏が努力することとがなくなつて、民間の衰弊いかにも相救うべき道御座無く候。

民は邦の本にして、土着は即ち治民の要道に御座候故、仁政は必ず経界より始むと申す。当時牧民の政、その大体を失ひ候と申すことは第一経界正しからずして年貢収納の法、百姓の有余不足に相構わず、田地になき取り米これ有る上に横役をかけて民疲れ候、所謂暴君汚吏その経界を慢みたると申す姿である。

このような幽谷先生の批判を見ますと、やはり大吟味役など藩の中枢に居る人物に問題があり、その姿勢になれた役人も多く、一郡奉行が尽力しても根本からの改革までには力が及ばなかったことが分かります。

こうして文化九年五月の詩「郡宰を罷め梅巷の草堂に帰る」に見るように、遂に先生は郡奉行を辞任します。すなわち次の詩です。

久しく厭う風塵の吏

衣を振うて草堂に帰る

憐むべし湖上の月

我が読書の牀しょうを照せり

久しぶりに梅香の我が家に帰り安堵した幽谷先生、仙波湖上の月明かりの下で学問に励む様子がうかがえます。しかしその反面、理想の実現が成らなかった無念さもうかがえます。

おわりに

その後文政二年（一八一九）四月閏四月二十四日、幽谷先生は彰考館総裁として哀公斉脩に封事を呈します。「国家の大計は非常の人にこれ無く候ては非常の功は相立ち申すまじく候」と。改革の実現には、藩公あなた様の強力な指導が無ければならないと。これは、哀公が、金銭欲に富んだ老中水野忠成が「言語ものやわらかではあるがなかなかの曲者で、恐ろしき人である」と弱音を吐いていることに対して激励されたものです。

さらに、文政八年には「衰朽の残年惜しむに足らず候間、今一度出府仕り候様相成り候はば、愚賤の身分恐れながら御先々御代以来莫大の御厚恩萬分の一酬い奉り候様、社稷の安危生民の利病御直に上言仕りたく存じ候」と呈して、もし再度上京して面会の機会が与えられるならば、死力を尽くしてこれまでのご厚恩に報いるためにも改革についてご提案したいと願ひ出ますが、これは遂に実現しませんでした。

こうして幽谷先生の改革論を見てまいりますと、その基準となるものは、丁卯封事に「威公仰せ出られ候云々」、「義公御襲封の最初に御誠め云々」、「威・義二公の良制壊れてより云々」などがあります。また『勸農或問』の中で「義公の仁政は四民共にその所を得せしめたまい云々」などと云っておりますように、威公・義公を模範とされていたことが分かります。これは、幽谷先生の学問の根底が義公にあったことと一体であります。

この幽谷先生の目指した経界を正すこと、人材を登用することなど一連の改革の実現には、やはり非常の人烈公斉昭、そのブレインとしての東湖先生・川瀬教徳・吉成又右衛門らの登場を待たなければならなかったのです。

